

# 2023年度 第3回 名大本番レベル模試 世界史

## 採点基準

全4問 90分 200点満点

### 問題I (50点)

#### 採点基準

問1 2点

問2 2点

問3 (基準の合計8点→8点満点)

\* 人物名 (基準の合計2点→2点)

〔人物名〕趙匡胤 2点

\* 改革内容 (基準の合計9点→6点)

〔改革内容①〕科挙の最終試験に殿試を導入した 3点

- ・ 「最終試験」に言及していないものは2点のみ

〔改革内容②〕皇帝と官僚とのつながりを強調した 2点

- ・ 「皇帝が官僚を直接審査した」なども可

〔改革内容③〕文治主義に基づいた 2点

〔改革内容④〕皇帝専制政治の確立を目指した 2点

- ・ 「君主権の強化をはかった」なども可

問4 (基準の合計12点→8点満点)

\* 唐中期までの長安における市 (基準の合計6点→6点)

〔長安の市①〕城内に限定された 2点

〔長安の市②〕昼のみの営業だった／営業時間が制限された 2点

〔長安の市③〕(①・②の背景) 坊制／市制／坊市制が敷かれていた 2点

\* 北宋の開封における市 (基準の合計7点→6点)

〔開封の市①〕開設場所の制限がなくなった 2点

〔開封の市②〕営業時間の制限がなくなった 2点

- ・ 「曉市／夜市」など具体例を挙げたものも可

〔開封の市③〕 城外には草市が形成された 3点

- ・ 「城外」であることがわからないものは2点のみ

問5 (基準の合計9点→8点満点)

〔政策名〕 青苗法と市易法 3点

- ・ どちらか一方のみの場合は2点のみ

〔政策の内容①〕 青苗法で貧農へ低利での貸し付けを行った 2点

- ・ 以下内容②・目的とともに政策名との関連がわからない場合は1点のみ
- ・ 「低利」がないものは1点のみ
- ・ 単なる「農民」は不可

〔政策の内容②〕 市易法で中小商人への低利で貸し付けを行った 2点

- ・ 「低利」がないものは1点のみ
- ・ 貸し付け対象が小規模な商人であることがわかれば表現は幅広く許容

〔政策の目的〕 (内容①の目的は)農業生産量の増加／社会経済の安定化 2点

- ・ 「社会経済の安定化」は内容①・②のどちらに関連付けていても可
- ・ 「社会経済の安定化」のかわりに「税収の増加」も可

問6 2点

問7 1点

問8 (基準の合計20点→16点満点)

\* 「開発の担い手の増加」から見た要因 (基準の合計14点→10点)

〔開発①〕 形勢戸が佃戸を使役した 4点

- ・ 形勢戸・佃戸の一方しか言及できていない場合は2点のみ

〔開発②〕 形勢戸／新興地主が自作農を使役した 2点

〔開発③〕 形勢戸とは新興地主のこと 2点

〔開発④〕 佃戸は小作人のこと 2点

〔開発⑤〕 江南の人口増加／江南への人口移動 2点

〔開発⑥〕 (⑤の背景) 五代十国時代の／華北の混乱 2点

- ・ 「遼／金が台頭した」など混乱の理由を挙げたものも可

\* 「農業技術の進歩」から見た要因 (基準の合計16点→10点)

〔進歩①〕 囲田の造成が行われた 4点

- ・ 「圩田」・「湖田」を取り上げて可
- ・ 具体例がなく水田開発とだけ指摘している場合は1点のみ

〔進歩②〕 水路／運河の整備が進展した 2点

- 文章β中の「堤防・水路等のインフラ」に関連する内容であれば可

〔進歩③〕 耕地面積が増大した／拡大した 2点

- 農業技術の進歩による耕地の増加に関連する内容であれば可

〔進歩④〕 日照りに強い／早稲種である占城稻が導入された 4点

- 特徴が書かれていない場合は2点のみ

〔進歩⑤〕 米と麦の二毛作が実施された 4点

- どちらか一方が書かれていない場合は2点のみ

問9

位置 1点

名称 2点

## 問題Ⅱ (50点)

### 採点基準

問1 2点

問2 2点

問3 2点

問4

(1) 2点

(2) (基準の合計8点→8点満点)

\* 北伝仏教の特徴 (基準の合計6点→4点)

〔特徴①〕北伝仏教は大乗仏教とも呼ばれる 2点

〔特徴②〕大衆の救済を目指すものである／利他行を特徴とする 2点

〔特徴③〕菩薩信仰に基づく 2点

\* 上座部仏教の名称と特徴 (基準の合計6点→4点)

〔名称〕上座部仏教 2点

- ・「小乗仏教」でも可
- ・「南伝仏教」は1点のみ

〔特徴①〕厳しい修行をおこなう／戒律を厳守する 2点

〔特徴②〕修行者個人の解脱を目指す 2点

問5 2点 ・「コンバウン朝」は1点のみ

問6 (基準の合計22点→16点満点)

\* ヨーロッパ諸国との関係 (基準の合計17点→11点)

〔関係①〕不平等条約を締結した 2点

〔関係②〕(①の条約名は)バウリング条約／(①の条約で)治外法権(領事裁判権)を認めた 2点

〔関係③〕(①により)開国した／自由貿易政策をとった 2点

〔関係④〕(①を行なったのは／③の方針に転換したのは)ラーマ4世 2点

〔関係⑤〕(③の状況下で)米を輸出した／水田開発が進んだ 2点

〔関係⑥〕タイはイギリス・フランスの間の緩衝地帯だった 3点

- ・「イギリス」「フランス」のいずれかを欠いている場合は2点のみ
- ・両国の関係とタイの地理的状況とが結び付けられていれば表現は幅広く許容

〔関係⑦〕(⑥または近代化改革の結果)タイは独立を維持した 2点

〔関係⑧〕治外法権を撤廃させた 2点

\* 統治の具体的内容（基準の合計 12 点→11 点）

〔具体的内容①〕ラーマ 5 世（チュラロンコン）が近代化改革／中央集権化政策を実施した 4 点

- 「ラーマ 5 世」の名前に触れていないものは 2 点のみ
- 「ラーマ 5 世」に触れていて改革の性質を述べていないものは 2 点のみ

〔具体的内容②〕（①の改革の名前）チャクリ改革 2 点

〔具体的内容③〕（①の改革の内容）内閣制度／西欧の行政（／司法）制度の導入 3 点

- 「教育の西欧化」「外国人顧問の導入」など西欧や外国に関する記述は本項目で採点

〔具体的内容④〕（①の改革の内容）奴隷制の廃止／鉄道（／電信／郵便）の導入 3 点

- インフラに関する記述は本項目で採点

問 7 各 2 点

問 8

(1)

\* カシミールの帰属問題の背景（基準の合計 7 点→6 点満点）

〔「ある地域」の名称〕カシミール 2 点

〔帰属問題の背景①〕住民の大半はイスラーム教徒であった 2 点

〔帰属問題の背景②〕ヒンドゥー教徒の藩王がインドに帰属させようとした 2 点

- 藩王がヒンドゥー教徒であったことに触れられていなければ 1 点のみ

〔帰属問題の背景③〕住民はパキスタンへの帰属を望んだ 1 点

(2)

\* バングラデシュの独立の過程（基準の合計 7 点→6 点満点）

〔「ある国」の名称〕バングラデシュ 2 点

〔独立の過程①〕（「ある国」はもともと）東パキスタンだった 2 点

〔独立の過程②〕東西パキスタンの間には言語問題／経済格差が存在した 1 点

〔独立の過程③〕インド＝パキスタン戦争の結果独立した／インドの支援を得て独立した 2 点

## 問題Ⅲ (50点)

### 採点基準

問1 各1点

問2 5点 ・完答

問3

(1)

名称 2点

出来事 (基準の合計6点→4点満点)

〔出来事の説明①〕プロイセン (プロシア) がエルベ川左岸 / ポーランドを失った 2点

- それぞれの地域がプロイセンに帰属していたことがわかれば表現は幅広く許容

〔出来事の説明②〕エルベ川左岸 (西岸) にウェストファリア王国が建てられた 2点

- エルベ川左岸と特定していない場合や国名のみ場合は1点のみ

〔出来事の説明③〕(旧) ポーランド (領) にワルシャワ大公国が建てられた 2点

- ポーランドと特定していない場合や国名のみ場合は1点のみ

(2) (基準の合計5点→4点満点)

〔ナポレオン1世の挫折①〕 (ナポレオン軍が) ロシア遠征に失敗した 2点

〔ナポレオン1世の挫折②〕 (ナポレオン軍が) スペイン反乱の鎮圧に失敗した 2点

〔ナポレオン1世の挫折③〕 (①・②の結果) ナポレオン (1世) のヨーロッパ支配が揺らいだ 1点

問4 (基準の合計24点→16点満点)

\* フランクフルト国民議会招集の背景 (基準の合計10点→6点)

〔三月革命①〕フランスで二月革命が発生した 2点

〔三月革命②〕 (①により) ドイツで自由主義運動が広まった / 民衆蜂起の気運が高まった 2点

〔三月革命③〕プロイセン (プロシア) / ベルリンで三月革命が発生した 2点

〔三月革命④〕 (③によって) 自由主義内閣が成立した 2点

〔三月革命⑤〕 (③によって) 国王は憲法制定 / 議会招集 / 自由主義的改革を約束した 2点

\* フランクフルト国民議会の開催 (基準の合計17点→10点)

〔国民議会①〕フランクフルト国民議会が開催された 2点

〔国民議会②〕 (①は) ドイツ初の立憲議会であった 2点

〔国民議会③〕 (①の開催の目的は) ドイツ統一の達成と憲法制定であった 3点

- 「ドイツ統一の達成」と「憲法制定」のうち、いずれか一方のみ場合は2点のみ

〔国民議会④〕 (①では) 自由主義者らが議員として集まった / 「統一と自由」を掲げた 2点

- 〔国民議会⑤〕(①では)大ドイツ主義と小ドイツ主義の対立が生じた 2点
- 〔国民議会⑥〕(⑤について)大ドイツ主義はオーストリアを含めたドイツ統一を目指した 2点
- 〔国民議会⑦〕(⑤について)小ドイツ主義はオーストリアを除いたドイツ統一を目指した 2点
- ・ 「プロイセンを中心としたドイツ統一を目指した」といった内容でも可
- 〔国民議会⑧〕(⑤の結果)小ドイツ主義が優位となった 2点

\* フランクフルト国民議会の結末(基準の合計14点→8点)

- 〔結末①〕(フランクフルト国民議会は)プロイセン国王をドイツ皇帝に推挙した 2点
- 〔結末②〕(フランクフルト国民議会は)ドイツ帝国憲法を作成した 2点
- 〔結末③〕(②の内容)立憲君主政/連邦制/世襲皇帝制度を規定した 2点
- 〔結末④〕(①・②は)プロイセン国王によって拒絶された 2点
- 〔結末⑤〕(④の背景)王権/保守層の勢力が伸張した 2点
- 〔結末⑥〕(④の結果として)議会は(武力で)解散させられた 2点
- 〔結末⑦〕プロイセン国王はプロイセン欽定憲法を発布した 2点

問5

- (1) 2点
- (2) 2点

問6(基準の合計8点→8点満点)

\* ビスマルクによる社会主義者弾圧(基準の合計8点→4点)

- 〔社会主義者弾圧①〕(ビスマルクは)社会主義者鎮圧法を制定した 3点
- ・ 法の名称を明記していない場合は加点しない
- 〔社会主義者弾圧②〕(①の内容)社会主義政党/社会主義者/労働組合の活動を禁止/制限した 1点
- 〔社会主義者弾圧③〕(①は)皇帝狙撃事件を口実として制定された 2点
- 〔社会主義者弾圧④〕(①の背景)ドイツ社会主義労働者党の台頭/労働者への社会主義の浸透 2点

\* ビスマルクによる社会保険制度(基準の合計8点→4点)

- 〔社会保険制度①〕(ビスマルクは)社会保険制度を推進した 2点
- ・ 「社会保障制度」は1点のみ
- 〔社会保険制度②〕(①の具体例)疾病保険/災害保険/養老保険制度を制定した 2点
- 〔社会保険制度③〕(①の目的)労働者からの支持/労働者の保護を目指した 2点
- 〔社会保険制度④〕(①の目的)労働者の社会主義運動からの切り離し/国民統合を目指した 2点

問7 2点



## 問題IV (50点)

### 採点基準

(基準の合計 60 点→50 点満点)

\* 第1次国共合作～国共分裂 (1924～27年) (基準の合計 46 点→30 点)

〔第1次国共合作①〕1924年に第1次国共合作が実現した 4点

- ・ 年号が明記されていない場合は2点のみ

〔第1次国共合作②〕孫文は「連ソ・容共・扶助工農」を掲げた 2点

- ・ すべて揃っているもののみ可

〔第1次国共合作③〕(①の下で) 軍閥打倒／反帝国主義の路線が取られた 2点

〔第1次国共合作④〕(①の下で) 共産党員の(個人の資格での) 国民党入党が許された 2点

〔五・三〇運動①〕(1925年に起きた) 五・三〇運動は反帝国主義運動だった 2点

〔五・三〇運動②〕(運動により) 中国全土で反帝国主義の気運／民族意識が高まった 4点

〔北伐①〕国民党／蒋介石／国民革命軍／広州国民政府が北伐を開始した 4点

- ・ 北伐を開始した主体が示されていない場合は2点のみ

〔北伐②〕(①は) 中国統一／国民革命／(北方) 軍閥打倒を目指した 2点

〔北伐③〕(①は) 共産党が指導する労働者・農民に支持された 4点

- ・ 共産党が北伐を支援したことがわかれば可

〔国共分裂①〕(1927年に) 蒋介石が上海クーデタを起こした 4点

- ・ 蒋介石の名前が明記されていない場合は2点のみ

〔国共分裂②〕(①は) 共産党弾圧／反共クーデタである 4点

〔国共分裂③〕(①の背景) 蒋介石(ら国民党右派)と汪兆銘／国民党左派の対立が存在した 2点

〔国共分裂④〕(①の背景) 国民党左派／共産党が武漢(国民)政府を主導した 2点

- ・ 北伐の過程で共産党の勢力が拡大したことがわかれば可

〔国共分裂⑤〕(①の背景) 共産党の勢力拡大を列強が警戒した 2点

〔国共分裂⑥〕(①の結果) 国共分裂が起こった／第1次国共合作が崩壊した 4点

〔国共分裂⑦〕(①の結果) 北伐は一時中断された 2点

\* 国共分裂～第2次国共合作 (1927～37年) (基準の合計 51 点→30 点)

〔国民党の動向①〕国民党はアメリカ／イギリス／帝国主義列強との関係改善をはかった 2点

〔国民党の動向②〕(北伐再開後) 国民革命軍は山東出兵で派遣された日本軍と衝突した 2点

- ・ 時期が明示的に示されていなくても、北伐の途中で発生したことがわかれば可
- ・ 「済南事件が起きた」など日本軍による北伐の妨害が行われたことがわかれば可

〔国民党の動向③〕張学良が帰順し国民党の中国統一が完成した 2点

- 統一の背景について言及していない場合 1点のみ

〔国民党の動向④〕 満州事変により抗日運動が全国化した 2点

〔国民党の動向⑤〕 上海事変が起きた 2点

- 上海で日本軍との武力衝突が起きたことがわかれば可

〔国民党の動向⑥〕 (④・⑤にも関わらず) 国民党は共産党への攻撃を続けた／安内攘外の方針をとった 4点

〔共産党の動向①〕 共産党は都市での武装蜂起に失敗した／活動の重心を農村に移した 2点

〔共産党の動向②〕 共産党／毛沢東は紅軍を組織した 1点

〔共産党の動向③〕 (共産党は) 井岡山を中心に勢力を拡大させた 1点

- 井岡山が明記されていない場合は不可

〔共産党の動向④〕 (1931年に) 瑞金で中華ソヴィエト共和国臨時政府が成立した 1点

- 瑞金が明記されていない場合は不可

〔共産党の動向⑤〕 (国民党の攻撃を避けるため) 共産党は長征を行った 2点

〔共産党の動向⑥〕 (⑤の結果) 延安に拠点を移した 1点

〔共産党の動向⑦〕 共産党は八・一宣言を出した 2点

- 八・一宣言を出した主体が明記されていない場合は不可

〔共産党の動向⑧〕 (⑦では) 内戦停止／抗日民族統一戦線結成が主張された 4点

〔第2次国共合作①〕 蔣介石は八・一宣言を初め無視した 2点

〔第2次国共合作②〕 張学良は西安事件を起こした 4点

- 張学良の名前が明記されていない場合は 2点のみ

〔第2次国共合作③〕 (②の内容) 蔣介石を監禁し内戦の停止／抗日を促した 4点

- 蔣介石の名前／促した内容のいずれかが欠けている場合は 2点のみ

〔第2次国共合作④〕 (②の結果) 蔣介石 (国民党) は共産党への攻撃を停止した 2点

- 国民党と共産党の関係が改善したことがわかれば可

〔第2次国共合作⑤〕 1937年に盧溝橋事件が発生した 2点

- 年号が明記されていない場合は 1点のみ

〔第2次国共合作⑥〕 (⑤により) 日中戦争が勃発した 2点

〔第2次国共合作⑦〕 (②・⑥を契機に) 第2次国共合作が成立した 4点

〔第2次国共合作⑧〕 第2次国共合作は両党が対等な立場での提携であった 1点

〔第2次国共合作⑨〕 (⑦により) 抗日民族統一戦線が展開された 2点